

世羅町告示第 121 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、告示する。

令和 3 年 4 月 22 日

世羅町長 奥田 正和

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ドラッグコスモス世羅店
所在地 世羅郡世羅町大字本郷字小森 958-3 外 6 筆

- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) ドラッグコスモス世羅店
(変更後) ドラッグコスモス世羅店
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 宇野 正晃
(変更後) 代表取締役 横山 英昭
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇野 正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号
第一福岡ビル S 館 4 階
(変更後) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号
第一福岡ビル S 館 4 階

※変更箇所は下線で表示

- 3 変更年月日
 - (1) 平成 26 年 8 月 9 日
 - (2) 令和 2 年 8 月 21 日
 - (3) 令和 2 年 8 月 21 日

- 4 変更する理由
 - (1) 店舗名の変更のため
 - (2) 代表者の変更のため
 - (3) 代表者の変更のため

5 届出年月日
令和3年4月21日

6 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

① 縦覧場所

世羅郡世羅町役場商工観光課（世羅郡世羅町大字西上原123番地1）

② 縦覧期間

令和3年4月22日から令和3年8月22日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

③ 縦覧のできる時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

7 意見書の提出

法第8条第2項に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、町に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

① 提出期限

令和3年8月22日

② 提出先

世羅郡世羅町役場商工観光課